

平成 21 年 1 月 19 日

投資主各位

東京都港区新橋二丁目 2 番 9 号
ケネディクス不動産投資法人
執行役員 宮島 大祐

第 4 回投資主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 21 年 1 月 6 日付をもってご通知申し上げました本投資法人第 4 回投資主総会招集ご通知のうち、一部の誤りがございましたので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。なお、修正箇所は網掛けで表示していません。

敬具

記

修正箇所

p. 5 「第 1 号議案：規約一部変更の件」 第 8 章 借入れ及び投資法人債の発行

【修正前】

現 行 規 約	変 更 案
第 33 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、 <u>証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号</u> に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。	第 33 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） 1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（ <u>短期投資法人債を含む。以下同じ。</u> ）の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、 <u>金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号</u> に規定する適格機関投資家（ <u>租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。）</u> ）（以下「 <u>租税特別措置法</u> 」という。） <u>第 67 条の 15</u> に規定する機関投資家に限る。）からの借入れに限るものとする。

【修正後】

現 行 規 約	変 更 案
<p>第 33 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。</p>	<p>第 33 条（借入金及び投資法人債発行の限度額等）</p> <p>1. 本投資法人は、安定した収益の確保及び運用資産を着実に成長させることを目的として、資金の借入れ又は投資法人債（短期投資法人債を含む。以下同じ。）の発行を行うことができる。なお、資金を借入れる場合は、<u>金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含む。）（以下「租税特別措置法」という。）第 67 条の 15 に規定する機関投資家に限る。）</u>からの借入れに限るものとする。</p>

以上